

平成30年 第14回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年9月13日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成30年9月13日

東京都教育委員会第14回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第73号議案から第77号議案まで
東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 平成30年度公私連絡協議会の合意事項について
- (2) 平成31年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について
- (3) 性教育（中学校）の実施状況調査結果について
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕 (欠席)
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人 (欠席)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第14回定例会を開会いたします。

本日は、遠藤委員、北村委員から所用により、御欠席との届出を頂いております。本日は、NHK外6社からの取材と、11名から傍聴の申込みがございました。また、MXテレビ外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言動に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回7月26日の第12回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第12回定例会の議事録につ

いては承認を頂きました。

前回8月23日の第13回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第73号議案から第77号議案まで及び報告事項（4）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

（1）平成30年度公私連絡協議会の合意事項について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成30年度公私連絡協議会の合意事項について、都立学校教育部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】 平成30年度、公私連絡協議会の合意事項につきまして、報告資料（1）に沿いまして御説明いたします。

東京都と東京私立中学高等学校協会は、平成26年9月に、平成27年度から31年度までを計画期間とする、第四次中期計画を合意の上決定し、期間中の基本となる計画進学率及び公私分担率を定めており、これに基づきまして、年度ごとに就学計画を策定して、公私双方の具体的な受入れ人数を定めております。平成31年度高等学校就学計画につきましては、第四次中期計画の最終年度に当たりますが、これまで東京私立中学高等学校協会との間で協議を重ねてまいりまして、去る9月4日に開催いたしました平成30年度公私連絡協議会におきまして、資料の記書きのとおり合意いたしました。

まず、「1 受入枠について」でございますが、第四次中期計画で定めたとおり、進学率を96%、都立高校及び私立高校の分担率を59.6：40.4といたしまして、平成31年度においては、都立高校では41,600人、私立高校で28,200人の受入れを行うということで協議が整いました。この受入れ数の具体的な積算についてでございますが、資

料の3ページの別紙で御説明させていただきます。

平成30年度末の都内公立中学校卒業予定者は、A欄の76,574人で、昨年度より678人少なくなっております。この卒業予定者数にB欄の計画進学率96.0%を乗じたものがC欄の進学者数で、端数を切り上げまして、73,600人としております。その下のD欄は、他県の公私立高校、国立の高校、高等専門学校へ進学する公立中学3年生の数で、過去の進学実績に基づく比率から、3,800人と見込んでおります。そして、C欄の進学者数73,600人からこのD欄の3,800人を控除したE欄69,800人が都内公私立高校で受け入れる生徒数となります。こちらは昨年度と比べ、500人少なくなっております。このE欄の69,800人を公私分担率59.6:40.4で按分しますと、私立高校受入分がF欄の28,200人、都立高校受入分がG欄の41,600人となります。昨年度に比べ、私立高校は300人の減、都立高校は200人の減となっております。

資料の1ページに戻りまして、この受入分担を確実に履行するため、(2)のAからオまでに掲げております、昨年度計画と同様の申合せ事項を今回も定めております。2ページの入学者選抜に関します日程、選抜方法につきましても、2の(1)から(6)まで、昨年度計画と同様の内容で合意をしているところでございます。

今後、この就学計画の都立高校受入分の数字に、私立中学から都立高校への進学数を加えるなどの調整をいたしまして、募集人員総体を確定し、各都立高校の募集人員を定める予定でございます。その結果につきましては、10月の教育委員会に議案として提出を予定しております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【秋山委員】 この私立高校の28,200人の中に、私立は中学を持っているところがあると思うのですが、中学から高校に上がる人たちがどのくらいいるのでしょうか。

【都立学校教育部長】 この28,200人は私立中学から私立高校に上がる生徒数は含んでおりません。もともと、この就学計画は、公立の中学校から都立高校、私立高校に進学を希望する、その公立中学校からの進学者に対して受入枠を定めるという計画になってございますので、私立中学校からの進学者については含んでおりません。

【宮崎委員】 増減のところまで全て減っているのですが、日本全国では少子化が急速に進んでおりますけれども、15歳人口とか18歳人口とか、都心部で見ると、横ばいあるいは増えてるようにデータが出てくるかと思うのですが、進学としては減る傾向という、500～600人ずつ毎年減っていくという感じになるのですか。

【都立学校教育部長】 今の推計では、あと2年ほどは下がってまいりますけれども、その後は、今度増加に転ずる、それは東京都特有の社会増だと思います。2年ほどはまだ下がってまいります。その後、今度は上昇に転じていくという推計をしております。

【宮崎委員】 分かりました。そうすると、進学率の96.0%という数字、これはあまり変わらない感じですか。

【都立学校教育部長】 この96.0%の数字というのは、中学生に対して、毎年中学校長会の進路対策委員会が、第一志望の調査をかけます。それで、全日制の高校に入りたい、そういう志望の数でございまして、96.0%を前後する形で推移しております。これについては、毎年そういう調査をかけてまいります。現在のところ、第四次中期計画においては、この96.0%という形で合意をしております。

【宮崎委員】 進学率が少し変わっても、子供の数が減れば、結局差引きが同じになったり、あるいは逆に加速したりということがあるのではないかと、思って伺った次第です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 平成31年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【教育長】 次に報告事項(2)平成31年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について、都立学校教育部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】 平成31年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について、報告資料(2)に沿って御説明いたします。

まず、平成31年度の入学者選抜の主な日程でございます。既に6月にプレス発表し

ているところでございますが、推薦選抜の検査日は、1月26日及び27日の2日間で実施いたします。第一次募集及び分割前期募集の検査日は2月22日、分割後期募集及び全日制第二次募集の検査日は3月11日、定時制第二次募集の検査日は3月27日となります。このように1月末から3月下旬にかけて入学者選抜の実施をまいります。

続きまして、平成31年度入学者選抜における主な変更点について御説明いたします。資料2の主な変更点を御覧ください。一般の学力検査における日本語指導を必要とする生徒等に対する措置についてでございます。現在、外国籍を有し、入国後の在日期间が入学日現在3年以内の生徒の受検につきましては、共通問題にひらがなのルビを振る措置と、それに加えて、電子辞書を除く辞書の持込みを国語以外の検査で認めることとし、辞書の持込みに伴い、各教科の検査時間を10分延長する措置を実施しております。

しかしながら、外国籍の生徒の中には、日本語に十分習熟していないために措置が必要でありながら、入国後の在日期间が3年を超えることから、措置を申請できない生徒がございます。また、外国籍の生徒に限らず、日本国籍を有している生徒の中にも、日本語を母語としないことから、日本語指導が必要な生徒も増えている状況がございます。このような状況から、日本語指導が必要な生徒に対する措置について、平成31年度入学者選抜検討委員会におきまして、検証・検討をした結果を受け今回変更するものでございます。

具体的な内容でございますが、措置の対象者は国籍を問わないものとし、入国後の在日期间が入学日現在原則として6年以内の者のうち、中学校在学期間中に日本語指導を受けている者又は在籍する中学校における学習実態等から日本語が未習熟のため特別な配慮を要する者といたします。

措置につきましては、第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題について、ひらがなのルビを振った学力検査問題での検査を実施するものでございます。また、在日外国人生徒対象の選抜における検査問題も同様といたします。

なお、ひらがなのルビを振る措置に加え、辞書の持込み及び辞書の持込みに伴う時間延長の措置につきましては、現行どおり、外国籍で入国後の在日期间が入学日現在

原則として3年以内の者で変更はございません。主な変更点については以上でございます。

今後の予定でございますが、本日、教育委員会報告後にプレス発表をしたいと考えております。また、中学校や高等学校では、9月下旬から本要綱の説明会を順次開催し、周知を図ってまいります。

また、平成11年度から実施しております都立高等学校等合同説明会につきましては、昨年と同様、3回を実施予定としております。10月28日に晴海総合高校、11月4日に立川高校、11月11日に新宿高校を会場として開催してまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【宮崎委員】 今回の御説明の、日本語に対する配慮が必要な受検者というのは、どのぐらいいるのですか。それから、増える傾向ですか。

【都立学校教育部長】 平成30年度の実施状況は、ルビ振りが63件、ルビ振りに加えて、辞書の持込みが75件、申請がございました。

【教育長】 増える傾向かどうか。

【都立学校教育部長】 増える傾向でございます。

【秋山委員】 昨年度から、新たにインフルエンザ等の追検査のことは取り組まれたと思いますが、大体利用状況はどうだったのでしょうか。

【都立学校教育部長】 全日制で13校、定時制で2校、15校で追検査を実施いたしました。受検者数は16名おりました、そのうち合格した人数が10名。10名は入学手続きを取っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

(3) 性教育（中学校）の実施状況調査結果について

【教育長】 次に、報告事項（3）性教育（中学校）の実施状況調査結果について

て、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 報告事項（３）性教育の実施状況調査について、御説明させていただきます。資料は、初めの２ページが概要版、あとの２ページが実施した調査全ての調査結果となっております。

まず、調査の目的でございます。公立中学校における性教育の実施状況を把握し、性教育の手引の作成に生かすとともに、生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な行動選択ができるよう、中学校等における性教育の充実に資するために実施したものでございます。調査対象は都内全公立中学校等の校長を対象に平成30年8月3日から8月23日までの間に実施しております。なお、この調査につきましては、学校名を記すことなく無記名で実施いたしました。

まず、「1 平成30年度性教育の教育課程上の位置付けについて」を御覧ください。各学年における性教育の年間授業時数についてですが、全ての学年において性教育を実施しており、各学年とも1～10時間実施している学校が最も多い状況ということが分かりました。3ページを御覧ください。こちらは、「平成30年度性教育の実施状況調査結果について」の教育課程上の位置付けについてでございます。各教科ごとの実施状況を示しております。1学年では保健体育、道徳、特別活動、2学年は道徳、特別活動、理科、3学年では、理科、社会、保健体育などで多く実施している状況がお分かりになると思います。

各教科等での学習内容ですが、例えば、保健体育では心身の機能の発達、道徳では生命尊重や友情や信頼、理科では生命の連続性などとなっております。性教育が各教科科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育全体を通じて実施している状況がお分かりになるかと思えます。

それでは1ページを御覧ください。「2 性教育に関する状況について（管理職の意識調査）」をしております。（1）生徒が性に関する正しい知識を身に付けていると回答した校長は、「とてもそう思う」、「そう思う」を合わせまして、約半数の52%。（2）生徒が性に関する情報に対して適切に判断して行動していると考えている校長は6割の60%。（3）学習指導要領に示されていない内容を指導することも必要と回答した校長は約半数の46%。（4）教員が専門的知識に基づいて性教育を行う

ことができるとした校長は65%。(5) 教員は性教育について自信を持って指導していると考えている校長は約半数の51%。(6) 保護者は家庭において性に関する指導を行っているとは回答した校長は約15%。(7) 保護者会等において性に関する子供の現状や社会状況等の情報提供を行っているとは回答した校長は約44%でございました。

(8) 性に関する授業は医師等の外部講師を活用することが効果的であると回答した校長は約9割の89%という数字になっています。(9) 性教育を行う際、都教育委員会から医師等の外部講師を派遣してほしいとは回答した校長は約8割の79%でございました。(10) 都教育委員会等から、性に関する指導資料を配布してほしいとは回答した校長は8割の約80%という結果が出ております。

続きまして、「3 避妊法や人工妊娠中絶等、中学校の学習指導要領に示されていない内容の授業での指導について」もアンケートを取っております。9%に当たる55校が避妊法や人工妊娠中絶等の内容を授業で指導しているとは回答しております。授業の主な内容としては、避妊法、人工妊娠中絶、コンドームの利用、性交、望まない妊娠等を取り上げております。授業を実施する際の、生徒や保護者への事前の周知についてでございますが、生徒に事前に周知しているとは回答した学校が約8割、保護者に通知文等配布するなどして、事前に周知しているとは回答した学校が約7割でございました。

教育課程上の位置付けとしましては、保健体育が41校、特別活動が10校、総合的な学習の時間が6校となります。指導している主な理由は、性に関する情報の氾濫、情報選択するための正しい知識を身に付けさせることが必要である、性感染症を指導する中で知っておいた方がいい、命の大切さを知り、望まない妊娠をさせないため等の回答が得られております。

続きまして、「4 性教育に関する外部講師の活用状況」でございます。今年度、実施あるいは予定を含めております。外部講師を活用した指導の実施状況については、23%に当たる144校の学校が実施している又は実施すると回答しております。外部講師を活用した授業形態につきましては、学年単位が最も多く、約7割でございました。外部講師の職業につきましては、助産師、保健師、それから学校以外の外部医師で予定をしているということです。これらの実施状況の結果につきましては、現在

改訂作業を行っている性教育の手引に掲載するとともに、効果的な指導方法について、この作成委員会において協議をしてみたいと考えております。また、医師等の専門家の具体的な活用方法についても、関係機関と連携いたしまして、検討していきたいと考えております。今後の性教育の充実に向けた指導方法等について、手引に掲載する予定としております。これらの取組を通じまして中学校における性教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【秋山委員】 今回の調査は、管理職の方々、校長先生に調査をされたものですが、実際に現場で授業を行っている保健体育の先生等の調査、あるいは、保護者の認識というのも必要ではないかと思えます。その辺りの今後の予定があるかどうか。それからもう一点、「2 性教育に関する状況について」のところ、(8)、(9)、(10)、医師等の外部講師とか、それから、指導資料が欲しいということは、今言われました外部医師のことや手引、そういうことで応えるということによろしいでしょうか。

【指導推進担当部長】 2点お答えいたします。まず、保護者等の考え方の聴取につきましては、先ほど少しお話しましたが、性教育の手引作成委員会に今年度からPTAの代表者といたしまして、各校から組織の代表としてお招きいたしまして、幅広く聴取していくよう考えております。また、手引に、医師や外部医師の活用の仕方も入れていく予定となっております。

【秋山委員】 この調査の結果を是非活用して取り組んでいただければと思います。

【山口委員】 秋山委員がおっしゃったように、これは管理職、校長先生に調査されたということで、無記名で学校とか地区というのが分からないので、もう少しこれを基に、今後調査を進めつつ展開されていくのかなと思います。

一点、質問です。教育委員会等から、医師等の外部講師を派遣してほしいということが要望としてかなり高いと思いますが、分かる範囲で教えていただきたいのです。

が、この医師あるいは外部講師、この辺りですが、医師であったとしても多分こういう問題では、統一見解というのはないような気がするのです。もともと学習指導要領を越えているところについても御指導いただきたいということなので、例えば、東京都教育委員会として、研修でそういった共有をするのか、どの程度のところをどのぐらい話す、あるいはどういったというような、講師の養成の予定がございますか。

【指導推進担当部長】 まず、性教育については、学習指導要領を基本とするのが前提でございますが、それ以外の必要なことを保護者等の了解、意向を確認しながらしていくということも考えられるかとは思いますが。ただし、委員の御指摘のとおり、人によって行う内容が違ってしまうと、それはまた混乱を招くこともございますので、医師等や関係機関等々と、東京都として必要なことは何なのかということをも十分調査しつつ、調査を基に決めていきながら、統一性を持ったものをきちんと教えていければいいかなと思います。

【山口委員】 今もされていると思いますけれども、そういったものを作る際にも、是非、外部の有識者だったり医師の方々の御意見を聞きながら、有意義なものを提供するようにお願いしたいと思います。

【宮崎委員】 非常に難しい分野のお話だと思うのですが、学校教育としてどこまで踏み込むかということ、それから子供を守り育てていくという使命と、それから、一人一人のプライバシーとして、どこまで尊重するべきかというようなギリギリの線をどこで引くかというのは非常に難しいところだと思います。ですから、学習指導要領に基づく、いわゆる教育プログラムとして行う部分と、これは正に個別の問題なので、一人一人にどう向き合っ、教育の枠の中で対応していくかという部分を、少し整理する必要があるかなというように思います。最終的には、一人一人個別の違う状況、それから、学校全体で見ても、発達状況とか置かれている環境とか、いろいろなことで違いがあるでしょうから、横並び、輪切りの教育というのは、通用しない分野ではないかと思っています。その辺のバリエーションをどう考えるとか、課題はたくさんあるのですが、教育委員会として全公立中学校で100%の回答で調査できるというのは、非常に貴重な生データだと思うのです。これをいかに生かすかという、その先も非常に重要なことで、できるところからすぐにやる。今ここで読み取れるだけ

でも、例えば、保護者との連携が弱いという部分はすぐに出てくるわけです。ですから、学校と保護者がどのような形で連携していくのかという家庭教育、学校教育、地域とのトライアングルというのはよく言われるところではありますが、保護者にどのような働き掛けをしていくのか、あるいは、保護者を教育プログラムの中にどう巻き込んでいくのかというのを早急に考える必要が、このデータからも読み取れるかなというのが一点です。

もう一点は、外部講師の必要性。これはある程度、普段、数学や理科など普通の授業をしている先生が延長線上でできる問題とできない問題とあると思いますから、切り分けて外部講師というのがとても大事なところではないかと思います。その専門の方を呼んでくるというのが大事なことだと思うのですが、外部講師が欲しいと言いながら、派遣がきちんとまだ十分ではないというのもここから読み取れているわけです。ですから、ここをこれから、そういう手立てをどのようにしていくのか。あるいは、先ほど、お二人の委員から出たように、外部講師をお願いする時の教育内容をどの程度同じような行動規範や基準というのを設定できるのか、できないのか、そういうことを早急に着手する必要があると思います。この辺の予定というのはどうなっていますでしょうか。

【指導推進担当部長】 今回の調査結果を踏まえまして、事務局としましても、委員がおっしゃったとおり、その辺のことは非常に課題として捉えているところでございます。保護者にどのように一緒に教育に入っていただくか、あるいは、現場と外部講師の専門性の切り分けですとか、そういったところは今後外部の方を講師として制度設計する時に、非常に大きなポイントとなっておりますので、この手引作成委員会等の中で十分揉んでいきたいと考えております。

【教育長】 今、各委員から御指摘を頂いておりますけれども、今回の調査結果というのは私どもにとっても非常に重要性のあるものだというふうに受け止めております。委員からも御指摘がございましたとおり、性教育について、とりわけ学習指導要領の範囲内にはないものについては、定番と言えるものが現在あるわけではないという状況の中で、学校として子供の実状からしてこういうものが必要だというような意向も様々だと思いますし、保護者の考え方も様々であるという状況の中で、やはり個別

の状況に丁寧に対応していくということが必要であるというふうに考えております。

専門家の派遣について要望が大きいということについても、今回の調査結果で十分そこが押し量れるところがございますので、専門家の派遣ということについても、検討していく必要があると考えております。医師等の専門家にどのような内容でやっていただくかということについても、やはり医師との相談というだけではなく、学校側や生徒、保護者の状況等を踏まえて、一つ一つ作りながら、そういったプロセスの中で定番と言えるものが出てくるのかなと考えております。いずれにしても、一つ一つ、一步一步進めてまいりたいと考えております。

ほかに御意見・御質問ございますか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月11日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 次回の今月の第4木曜日であります27日は、現在案件がございません。つきましては、次回の教育委員会定例会は来月の第2木曜日である10月11日午前10時から、教育委員会室で開催を予定したいと存じます。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、9月27日は案件がないとのことでございますので、この場で9月27日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは9月27日の教育委員会は開催しないことといたします。したがいまして、次回は10月第2木曜日の10月11日となりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。日程そのほか、この際に何かございましたら、御発言願います。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時40分)